

# 探偵業届出証明書が廃止されます！

令和6年4月1日から施行される探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正により、届出証明書が廃止となります。

主な改正内容は以下のとおりですので、各探偵業者で対応していただく必要があります。

## 探偵業届出証明書の廃止

4月1日から、探偵業者に対する届出証明書の交付を行わなくなり、届出書を提出したこと（届出書の受理番号）の通知のみを行うこととなります。

これに伴い、探偵業届出証明書再交付申請、書換、返納の手続きも廃止されます。

## 標識の掲示義務

4月1日以降は、届出証明書の代わりに所定の様式の標識（裏面の別紙参照）を探偵業者が自身で作成し、営業所ごとに掲示することとなります。

標識の材質は問いません（紙に印刷したもので結構です）が、サイズは「日本産業規格A4」である必要があります。

現に探偵業届出証明書を掲示している探偵業者についても、届出証明書ではなく、標識を掲示していただく必要があります。

※現在交付している探偵業届出証明書は、自身で廃棄していただいて結構です。

## ウェブサイトにおける標識の掲示義務

探偵業者が自身で管理するウェブサイトに、標識を掲示していただく必要があります。

ただし、

- 常時使用する従業員（探偵業務に従事しないその他の従業員も含まれます）の数が5人以下の場合
- 当該探偵業者が管理するウェブサイトを有していない場合は、掲示義務が免除されます。

### ウェブサイトへの掲示例

- トップページに標識を縮尺表示したものを表示
- 「標識はこちら」等と表示して、リンク先で標識データを表示 等

別紙

標識の様式（改正探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則第5条）

別記様式第4号（第5条関係）

探偵業者

届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届出書の受理番号	第 号
届出書を提出した年月日	年 月 日
商号、名称又は氏名	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業所の種別	
広告又は宣伝をする 場合に使用する名称	

- 記載要領
- 1 本様式中届出書とは法第4条第1項の届出書をいう。
  - 2 営業所の所在地欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
- 備考
- 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
  - 2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※ 既存の探偵業者は、以下の表のとおりに記載してください。

標識	届出証明書
届出書を提出した年月日	最初に営業開始の届出をした年月日
届出書の受理番号	上記届出をした際に交付された探偵業届出証明書の番号